



コールセンターからの小さなよみもの

2017年10月31日

Vol.105

投資  
リスク

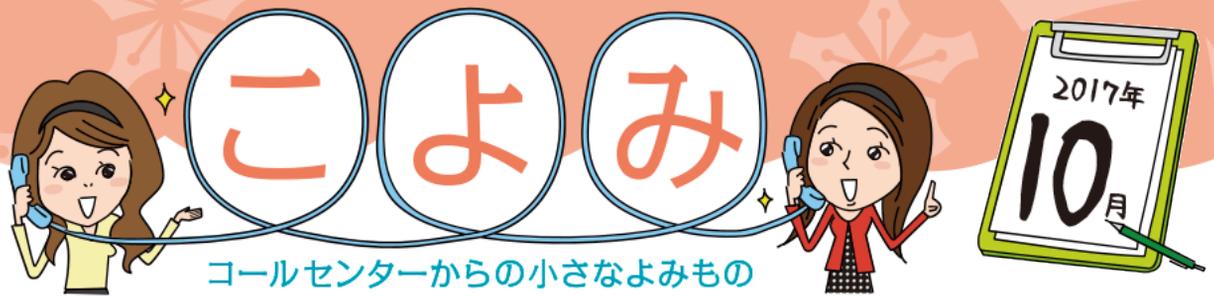
## 「有価証券の貸付などにおけるリスク」ってなに？

目論見書などに記載されている投資リスクに「有価証券の貸付などにおけるリスク」というものがあります。聞き慣れない言葉のうえに、ファンドの運用に関係するようリスクとして結びつきにくいのではないかと思います。

そこで今回は、ファンドに関わる有価証券の貸し付けについて押さえていただきたいと思います。



□当資料は、日興アセットマネジメントが投資信託の仕組みについてお伝えすることなどを目的として作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。また、当資料に掲載する内容は、弊社ファンドの運用に何等影響を与えるものではありません。なお、掲載されている見解は当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。□投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。投資信託の申込み・保有・換金時には、費用をご負担いただく場合があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。



有価証券の貸し付けとは、保有する有価証券を貸し付け、その対価となる品貸料を受け取ることを指します。

ファンドは、株式や債券などの有価証券を保有しています。その保有している有価証券を貸し付け、品貸料を受け取ると、ファンドの収益となります。また実際に第三者に有価証券を貸し付けた場合でも、その間はファンドが保有しているものとみなし、ファンドの資産として基準価額の計算に使われます。貸付先としては、金融機関が想定されます。例えば、株式を借りた金融機関は、借りた株式を元に株式取引を「売り」から始めることができるため、株式を借りるといふニーズがあると考えられます。また債券の場合は、「債券レポ取引」という債券を媒体とした資金取引のニーズがあると考えられます。

有価証券の貸し付けにより品貸料は得られるものの、貸付先から有価証券が返還されない可能性があります。これが「有価証券の貸付などにおけるリスク」です。ファンドで貸し付けを行なうにあたっては、相手先の慎重な精査が必要になります。(貸し付け時には、担保を取っております。)

またファンドでは、それぞれの投資方針に則って有価証券を保有し、状況に合わせた売り買いが行なわれます。有価証券を貸し付けたことで、売りたい時に売れないという事態は避けなければなりません。そのため、積極的に活用する手段とは言えません。例えばパッシブ(インデックス)運用を行なうファンドでは、対象となる指数の構成銘柄が頻繁に入れ替わらないことを踏まえて、保有する有価証券の一部で貸し付けを行なった実績があります。貸し付けが行なわれた場合には、運用報告書(全体版)の「有価証券の貸付及び借入の状況」で確認することができます。

ファンドの本来の目的は、ファンドごとに定められた投資方針に則って収益を追求することです。有価証券の貸し付けは、あくまでもファンドの資産を効率的に利用しようとする補助的なものとしてご理解をいただけたらと思います。



nikko am



コールセンター

0120-25-1404

営業時間 平日 9:00~17:00